

練馬区震災復興の推進に関する条例施行規則

平成20年12月16日

規則第89号

改正 平成26年10月27日規則第110号

平成27年2月18日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、練馬区震災復興の推進に関する条例（平成20年12月練馬区条例第50号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則における用語の意義は、条例で定める用語の例による。

(建築物以外の工作物)

第3条 条例第2条第3項に規定する建築物以外の工作物で規則で定めるものは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第1項に規定する工作物とする。

(副本部長)

第4条 条例第6条第4項の規定により副本部長に充てるものとして本部長が指名する練馬区職員は、つぎに掲げる職にある者とする。

(1) 副区長

(2) 教育長

2 条例第6条第5項の規定による本部長の職務の代理は、都市整備部を担任する副区長（以下「担任副区長」という。）である副本部長がこれを行う。ただし、担任副区長である副本部長にも事故あるときは担任副区長以外の副区長である副本部長が、担任副区長以外の副区長である副本部長にも事故あるときは教育長である副本部長が本部長の職務を代理する。

(平26規則110・平27規則4・一部改正)

(本部員)

第5条 条例第6条第4項の規定により本部員に充てるものとして本部長が指名する練馬区職員は、練馬区組織規則（昭和48年12月練馬区規則第33号）第3条に規定する部長および室長、練馬区教育委員会事務局組織規則（平成4年3月練馬区教育委員会規則第1号）第3条第1項に規定する部長、会計管理室長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局局長ならびに議会事務局長の職にある者とする。

2 前項に掲げる者のほか、本部長は、必要があると認めるときは、練馬区職員のうちから本部員を指名することができる。

(部)

第6条 条例第7条第1項の規定により本部に置く部（以下「部」という。）の名称および分掌事項は別に定めるものとし、それぞれの部は、震災復興事業に係る事務事業を分担して行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、部に属すべき職員の所属等については本部長が定める。

(復興対象地区の指定の基準)

第7条 条例第9条第2項に規定する復興対象地区の指定の基準は、別表のとおりとする。

2 区長は、前項の規定にかかわらず、つぎの各号に掲げる地区または地域内に復興促進地区が存するときは、当該地区を重点復興地区に指定することができる。

- (1) 東京都市計画都市再開発の方針、東京都市計画住宅市街地の開発整備に関する方針および東京都市計画防災街区整備方針に位置づけられた地区
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項の規定による都市計画施設のうち、道路、公園等の基幹的な都市施設が未整備な地域
- (3) 練馬区まちづくり条例（平成17年12月条例第95号）における重点地区まちづくり計画がある地区
- (4) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める地区
（地域復興組織の認定）

第8条 条例第13条の規則で定める団体は、つぎの各号に掲げる要件を満たす団体とする。

- (1) 地域協働復興に関する活動を目的とすること。
- (2) 団体の活動を行う区域（以下「地域協働復興区域」という。）が定められていること。
- (3) 主たる構成員が地域協働復興区域内の住民等（区民、事業を営む者、土地を所有する者または建築物を所有する者等。以下同じ。）であること。
- (4) 前号に規定する住民等のほか、団体の活動において、地域復興地区内に通勤または通学する者の参加の機会が保障されていること。
- (5) 名称、目的、代表者その他必要な事項を記載した規約を定めていること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める要件を満たしていること。

2 地域復興組織として認定を受けようとする団体は、地域復興組織認定申請書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、地域復興組織として認定することが適当と認めるときは、速やかに地域復興組織認定通知書（第2号様式）により団体の代表に通知するとともに、その旨を公表するものとする。
（地域復興組織の活動等）

第9条 前条第3項の規定により地域復興組織として認定された団体（以下「復興まちづくり協議会」という。）は、地域協働復興の活動を通して、つぎの各号に掲げる内容について検討し、区長に提案することができる。

- (1) 地域協働復興区域内に係る都市復興基本計画の案の策定に関すること。
- (2) 地域協働復興区域内における震災復興事業の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域協働復興の推進に関して必要な事項

2 復興まちづくり協議会は、地域協働復興の活動に対して、区長に必要な支援を求めることができる。

（建築行為の届出）

第10条 条例第16条第1項の規定による建築行為の届出は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定により確認の申請書を提出しようとする日の30日前までに、建築行為届出書（第3号様式）により行わなければならない。

（委任）

第11条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成26年10月規則第110号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成27年2月規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第7条関係)

重点復興地区	都市基盤未整備地区であって大被害地区であるもの
復興促進地区	都市基盤未整備地区であって中被害地区であるものまたは都市基盤整備済地区であって大被害地区もしくは中被害地区であるもの
復興誘導地区	都市基盤未整備地区または基盤整備済地区であって小被害地区であるもの

備考

- 1 都市基盤未整備地区とは、被災前の都市基盤整備において都市基盤整備済地区に該当しない地区をいう。
- 2 都市基盤整備済地区とは、被災前の都市基盤整備状況において、土地区画整理事業、市街地再開発事業もしくは開発許可による住宅地開発事業等により整備された地区または区長が整備済みと判断した地区をいう。
- 3 大被害地区とは、被害度(街区における全家屋棟数に占める全壊家屋、半壊家屋および全半焼家屋の棟数を合算した棟数の割合の百分比をいう。以下同じ。)がおおむね80パーセント以上の街区が連担した地区をいう。
- 4 中被害地区とは、被害度がおおむね50パーセント以上の街区が連担した地区をいう。
- 5 小被害地区とは、大被害地区または中被害地区に該当しない地区であって、部分的な被害が見られる街区が連担した地区をいう。